

大府市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第47号

大府市財産管理規則の一部を改正する規則

大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（物品の集中購入等） 第25条 物品購入に関する事務を統括する課等の長は、大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）第 2 条に規定する課及び同規則第 2 条の 2 に規定する部内室、消防機関、社会福祉事務所、議会の事務局、委員の事務局並びに委員会の事務局（以下「各課等」という。）において多量に使用する物品で一括して購入することが適当であると認めるもの及びその他必要と認める物品については、あらかじめ一括購入することができる。 （物品の購入による取得） 第25条の 2 略 2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第 2 号様式の 2）により、第	（物品の集中購入等） 第25条 物品購入に関する事務を統括する課等の長は、大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）第 2 条に規定する課及び第 2 条の 2 に規定する部内室、消防機関、社会福祉事務所、議会の事務局、委員の事務局並びに委員会の事務局（以下「各課等」という。）において多量に使用する物品で一括して購入することが適当であると認めるもの及びその他必要と認める物品については、あらかじめ一括購入することができる。 （物品の購入による取得） 第25条の 2 略 2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第 2 号様式の 2）により、第

改正後	改正前
22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。 (1)～(21) 略 (22) 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、市民活動ボランティアセンター、防災学習センター又はふれ愛サポートセンターの用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品 (23) 略	22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。 (1)～(21) 略 (22) 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、市民活動ボランティアセンター、防災学習センター、<u>ふれ愛サポートセンター、こども交流センター、こども幸齢者交流センター又はこどもステーション</u>の用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品 (23) 略

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。